

Abeanary 通信

2025

12月号

～トピックス～

1. 賃上げ促進税制に見る繰越控除制度の優遇
2. 税務カレンダー（2025年12月、2026年1月の税務）
3. おススメ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

大きい声を出して、いつも元気にニコニコしていれば、
たいていのことはうまくいきます

樋口廣太郎（アサヒビール中興の祖）

※経営者100の言葉より引用

賃上げ促進税制に見る繰越控除制度の優遇

◆賃上げ促進税制の税額控除

中小企業者が適用を受ける賃上げ促進税制での税額控除額は、調整前法人税額の20%を限度とするとされていますが、その控除限度額の超過額はその期で失効せず、その後5年間の繰越控除が認められています。

なお、税額控除制度のほとんどはその年度で打切りですが、いくつかの制度には繰越控除が認められているものがあり、1年繰越、3年繰越、4年繰越がそれぞれ可能となっています。

でも、賃上げ促進税制の5年は最長です。ただし、翌期に法人税額があれば控除可能である他の制度と異なり、賃上げ促進税制には、繰越控除を適用する各年度において、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超えていなければ、控除は認められない、という追加要件が課されています。控除の権利は保持できても、実際に控除するには継続的な賃上げが不可欠だということです。

◆色々な税額控除があったら

ところで、複数の税額控除制度を適用できる場合がありますが、そういう場合、調整前法人税額の20%という部分は、重複して適用を受けられます。ただし、20%範囲内の税額控除が幾つもあった場合、その合計額については、調整前法人税額の90%を限度とするとの制限規定

があります。

この上限額が適用となる場合においては、いずれかの制度の20%範囲内税額控除が、20%未満の税額控除になってしまうことになります。税額控除が20%未満になってしまったことにより、控除限度超過額がより大きな金額として残ることになります。

税額控除限度超過額繰越額を構成する金額は、まず残りの控除可能期間の長いものに配賦し、次に控除可能期間が同じものについては、法人の選択により配賦することとされています。

◆毎年の明細添付を怠りなく

なお、この繰越税額控除の適用を受けるためには、税額控除限度超過額が生じた事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付をし、繰越控除の適用を受ける事業年度の確定申告書に控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額を記載するとともに、その金額の計算に関する明細書を添付して申告する必要があります。

2025年12月の税務

12月10日

- 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（6月～11月分）の納付

翌年1月5日

- 10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

2026年1月の税務

1月13日

- 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）

2月2日

- 支払調書の提出
- 源泉徴収票の交付
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

おススメ書籍のご紹介

読む・聞く、まとめる、言葉にする



書籍要約サービス「フライヤー」
詳細・お申込みはこちら ⇒



- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

- 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（本年最後の給与の支払を受ける日の前日）
- 給与所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき）
- 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付（12月中において市町村の条例で定める日）

- 5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞
- 給与支払報告書の提出

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出（本年最初の給与支払日の前日）

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）
(1月中において市町村の条例で定める日)

読者のみなさまは、「インプットしたことを言語化する機会」がどれくらいあるだろうか。たとえば、「会議のポイントを議事録に書く」「映画の感想をSNSで発信する」。現代は仕事でもプライベートでも、インプットしたことをまとめて言葉にする機会は実に多い。

これまで、「読む」「聞く」「まとめる」「言語化する」をそれぞれ単独のスキルとして捉えていた。しかし、実際には、1on1ひとつとっても、「聞く」だけでなく「聞いたことを整理する」「その内容をコメントする」というプロセスが必要となる。この一連の流れを意識してはじめて対話が深まっていくと気づいたのだ。究極的には、「読む」「聞く」「まとめる」「言語化する」をワンセットで磨くことで、どんな仕事もうまく進むのではないか。これが本書の趣旨である。

本を読む力、話を聞く力、情報を整理する力、言語化する力をどう高めるのか。そのヒントが少しでもお役に立てばとても嬉しい思う。もちろん、このメソッドは発展途上である。みなさまの感想やアイディアをいただき、さらに磨きをかけていきたい。

◆◆◆詳細が気になった方は、
「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

株式会社アビーナリーマネジメント
税理士法人アビーナリーマネジメント
株式会社アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091